

6 被爆者手当について

「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に基づいて支給される手当として、次のものがあります。

(1) 国の制度による手当等の種類について

(令和7年4月1日現在)

手当の種類	手当等の受けられる人	手当等の金額
①医療特別手当	原子爆弾の放射能が原因で病気やけがの状態にあるという厚生労働大臣の認定を受けた人で、まだその病気やけがの治っていない人	月額 154,090円
②特別手当	原子爆弾の放射能が原因で病気やけがの状態にあるという厚生労働大臣の認定を受けた人で、現在はその病気やけがが治った人	月額 56,900円
③原子爆弾小頭症手当	原子爆弾の放射能が原因で小頭症の状態にある人	月額 53,030円
④健康管理手当	厚生労働省令で定める障害を伴う病気にかかっている人	月額 37,900円
⑤保健手当	2km以内で直接被爆した人	月額 19,000円
	次のア～ウのいずれかに該当する場合 ア 70歳以上の見寄りのない単身 居宅生活者 イ 原爆によりケロイドのある人 ウ 原爆により身体障害者 (身障手帳1～3級程度)	月額 37,900円
⑥介護手当	重度又は中度の障害のある方で、費用を支出して介護を受けている人	月額 重度 109,770円以内 中度 73,170円以内
家族介護手当	重度の障害のある方で、費用を出さずに介護を受けている人	月額 24,190円
⑦葬祭料	原爆の影響の関連により死亡した被爆者の葬祭を行った人	〈令和3年4月1日から 令和6年3月31日の間の死亡〉 212,000円 〈令和6年4月1日から 令和7年3月31日の間の死亡〉 215,000円 〈令和7年4月1日以降死亡〉 219,000円

(2) 健康管理手当について

健康管理手当は、次の障害を伴う病気（原子爆弾の放射能の影響によるものでないことが明らかなものを除きます）にかかっている人に支給されます。

- ①造血機能障害を伴う疾病（鉄欠乏性貧血など）
- ②肝臓機能障害を伴う疾病（肝硬変など）
- ③細胞増殖機能障害を伴う疾病（悪性新生物（がん）など）
- ④内分泌腺機能障害を伴う疾病（糖尿病、甲状腺機能低下症など）
- ⑤脳血管障害を伴う疾病（脳梗塞など）
- ⑥循環器機能障害を伴う疾病（高血圧性心疾患など）
- ⑦腎臓機能障害を伴う疾病（慢性腎不全など）
- ⑧水晶体混濁による視機能障害を伴う疾病（白内障）
- ⑨呼吸器機能障害を伴う疾病（肺気腫など）
- ⑩運動器機能障害を伴う疾病（変形性関節症など）
- ⑪潰瘍による消化器機能障害を伴う疾病（胃潰瘍など）

健康管理手当の支給が終了したのち、保健手当の支給を希望される方は新たに申請が必要です。

(3) 介護手当について

介護手当の障害は、次に定める程度の状態の障害とされています。

■中度の障害

- 一 両眼の視力の和が〇・〇八以下のもの
- 二 両耳の聴力レベルが九〇デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの）
- 三 平衡機能に極めて著しい障害を有するもの
- 四 音声機能、言語機能又はそしゃく機能を喪失したもの
- 五 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの
- 六 両上肢のおや指及びひとさし指の機能に著しい障害を有するもの
- 七 一上肢の機能に著しい障害を有するもの
- 八 一上肢のすべての指を欠くもの
- 九 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの
- 十 両下肢をショパー関節以上で欠くもの
- 十一 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
- 十二 一下肢を大腿の二分の一以上で欠くもの
- 十三 一下肢の機能を全廃したもの
- 十四 体幹の機能に歩くことが困難な程度の障害を有するもの
- 十五 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、家庭内での日常生活が著しい制限を受けるか、又は家庭内での日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
- 十六 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- 十七 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められるもの

■重度の障害

- 一 両眼の視力の和が〇・〇二以下のもの
- 二 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの
- 三 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
- 四 両上肢のすべての指を欠くもの
- 五 両下肢の用を全く廃したもの
- 六 両大腿を二分の一以上失ったもの
- 七 体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの
- 八 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
- 九 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- 十 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

(4) 手当等を申請するとき

提出書類等

申請書、添付書類※、

振込先金融機関の口座番号・名義人が確認できるもの

※手当の種類によって必要な添付書類が異なります。事前に最寄りの保健所（健康福祉センター）にご連絡の上、申請をお願いします。